

令和3年10月1日

一般社団法人広島県資源循環協会 代表理事 様

広 島 県 環 境 県 民 局 長  
〔〒730-8511 広島市中区基町 10-52〕  
産業廃棄物対策課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了について（依頼）

平素から、県の廃棄物行政に御理解・御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。このことについて、令和3年10月1日付けで環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から別紙のとおり事務連絡がありました。

については、事務連絡の内容に留意の上、引き続き、廃棄物の適正かつ安定的に処理されるように取り組んでいただきますよう、よろしくお願いします。

また、上記の内容について、貴団体の構成員の皆様に周知してください。

担当 適正処理グループ  
電話 082-513-2963 (ダイヤルイン)  
(担当者 桑原)

事務連絡  
令和3年10月1日

各都道府県・政令市  
産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、9月30日をもって、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を終了するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更され、別添のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から事務連絡が発出されました。

廃棄物処理に関する事業者は「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられ、関係の皆さまには、緊急事態宣言の期間中であっても、廃棄物処理業の継続に御尽力いただきてきたところですが、緊急事態解除宣言がされた後であってもそのことに変わりはありません。

基本的対処方針では、「今後、ワクチン接種を一層進捗させ、医療供給体制をもう一段整備し、感染拡大に対する社会の体制を高めながら、感染対策と日常生活を両立させることを基本として政策を展開していくこととする。また、感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じるものとする。」とされているところです。

これらのこと踏まえ、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」、新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシ及び動画<sup>i</sup>、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A<sup>ii</sup>、その他これまで通知した内容<sup>iii</sup>について、貴管内廃棄物処理業者及び排出事業者に改めて周知いただき、引き続き、貴管内の廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いします。

<sup>i</sup> [http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/coronakoho.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html)

<sup>ii</sup> [http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/coronaqa/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaqa/index.html)

<sup>iii</sup> [http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/coronatsuchi.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronatsuchi.html)

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が終了することを踏まえ、基本的対処方針に基づく感染防止策の継続的かつ着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いするものです。

事務連絡  
令和3年9月28日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

### 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了について

本日付けで開催された新型コロナウイルス感染症対策本部における決定により、新型コロナウイルス感染症対策に関して、9月30日をもって、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を終了することを公示したところです（別紙1及び別紙2参照）。また、これに伴い「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）を変更いたしました（別紙3及び別紙4参照）。

各府省庁におかれましては、変更された基本的対処方針に基づき、引き続き、今後の早期の感染の再拡大を招かないよう、新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知徹底を図っていただけようお願いします。

（別紙1）新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了

（別紙2）新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に関する公示

（別紙3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年9月28日変更）

（別紙4）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（新旧対照表）

#### 【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）

担当者：八重樫、阪本、栗栖、鈴木、清水、上田、岩熊、山根、倉本

TEL : 03-6257-1309

MAIL :  
reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp  
ryo.sakamoto.k5y@cas.go.jp  
yoshitomo.kurisu.d3y@cas.go.jp  
takayuki.suzuki.y7n@cas.go.jp  
aki.shimizu.r5a@cas.go.jp  
hiroaki.ueda.t4v@cas.go.jp  
daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp  
kiyoshi.yamane.h7c@cas.go.jp  
so.kuramoto.y3y@cas.go.jp

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了

令和 3 年 9 月 28 日  
新型コロナウイルス感染症  
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、緊急事態措置を実施すべき期間とされてい  
る同年 9 月 30 日をもって、緊急事態が終了する旨を公示する。

## 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に関する公示

令和3年9月28日  
新型コロナウイルス感染症  
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和3年4月1日）について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている令和3年9月30日をもって、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了する旨を公示する。